

前橋地方裁判所委員会（第19回）議事概要

1 日時 平成23年2月22日（火）午後2時30分～午後4時30分

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

赤石あゆ子，新井啓允，飯野眞幸，大橋慶人，小川正持，北村幸雄，倉田恵美子，清水和夫，染谷典久，高橋勉，中井國緒，西口元（説明者），宮崎かおる

（庶務等）

前橋地方裁判所事務局長宇留川千秋，民事首席書記官猪浦隆之，刑事首席書記官久川三紀夫，事務局次長若林大三，総務課長川上康，総務課課長補佐渡辺泰典

4 議事

意見交換等（テーマ「いわゆる「過払金返還請求訴訟」について」）

5 議事経過

○ 意見交換に先立ち，いわゆる「過払金返還請求訴訟」について，前橋地方裁判所の西口元委員から説明があった。

（委員長）

西口委員の説明を踏まえて，質問や意見があればお出しいただきたい。

（委員）

1年くらい前から，判決が出て，消費者金融は全部払わず，5割とか3割しか戻らなくなっている。強制執行するのも困難である。

（委員）

グレーゾーンの上限の29.2パーセントという利息は，法律から消えたのか。

（説明者）

消えた。

（委員）

昭和50年代の貸付は三十数パーセントだった。その頃から複数の貸金業者と取引している債務者は，過払金が大きく，債務整理してみると破産する必要がなくなってしまうということもある。

（委員）

25年くらい前は群馬県内に500社以上あった貸金業者が今は40社くらいに減った。

（委員）

貸し倒れの危険があり，ペイしない，やっていけないのだろう。

（説明者）

サラ金業者がなくなると，サラ金から借りられなくなった人が，いわゆるヤミ金から借り入れるようになり問題になると言われていたが，実際はどうなのだろうか。

（委員）

実感はそれほどない。ヤミ金が一番多かったのは，サラ金の全盛時代だったと思う。10年くらい前だったろうか，サラ金への返済に行き詰まってヤミ金から借りるということ

が多かった。サラ金が貸せなくなるとヤミ金が復活するという話は、サラ金業者からの主張ではないかとも思う。

もともと生活が苦しくてサラ金から借り入れたのに、市場金利から比べるとはるかに高い金利で借りて、返せるはずがない。サラ金から借りると、返済のために別のサラ金業者から借りざるを得なくなり、2社、3社、4社と複数の業者から、もう貸しませんと言われるまで目一杯借り、その返済に行き詰まってヤミ金から借りるというのが多かった。全くないわけではないが、いきなりヤミ金から借りる人はそう多くないと思う。こういった問題は、公的セーフティーネットが整備されれば起こらなくなるのではないかと思う。

(説明者)

裁判所が、条文には反していない範囲で、解釈により中身を変えてしまうようなことをするという点についてはどう思われるか。

(委員)

貸金業法43条は、おそらく貸金業者側からの要請があっただけなのだと思うが、利息制限法の利息を超えた利息をそのまま受け取っていいんだという法律で、弁護士は、それに対していろいろ反論していた。一生懸命頑張って、最高裁まで行った事件で良い判決となって表れたということだと思う。

最近、都市部で過払金返還請求を中心に手広く業務を行っている法律事務所がある。全国に顧客がいるのに、弁護士が直接面談して受任するとは限らないとか、過払金が発生しそうな債務者からしか受任しないところもあるやに聞いていて、問題である。過払金がなくとも多重債務に苦しんでいる人はたくさんいて、そういう人の債務整理をするのも弁護士の責務であるはずなのに、そういうのには熱心でなく、過払金が目当てと言われてしまう。日弁連では、債務整理の依頼を受ける際には必ず面談するようにとガイドラインを出した。みなし弁済に関する最高裁判例を出してもらうために、頑張ってきた一部の弁護士は、儲けにつなげることなど考えていなかった。

出資法のグレーゾーンがあった頃、それがあから弁護士ももうかっていると業者から言われたりしたが、多くの弁護士は、多重債務問題はグレーゾーン金利といった異常な高金利があるから起こっているのだと、金利を下げるよう運動してきた。グレーゾーンはなくなったので、欲を言えば、利息制限法の金利をもっと下げてもらいたい。日弁連で外国を調査したが、フランス等では市場金利の1.何倍かを超えると無効になるということで、市場金利にかなり近い金利のようだ。

(委員)

新聞で、過払金返還請求を弁護士に依頼して、莫大な報酬を請求された。助けてもらおうと思っていた弁護士にお金を取られた、というのを読んだ。

(委員)

日弁連の総会でも、そういった一部の不心得者の話題が出た。

(委員)

整理屋といって、多重債務を一本化する者に名前を貸した弁護士に懲戒処分を受けるような事例がある。残念だが、ごく一部にそういった弁護士がいるのも事実である。また、そもそも民法の法定利率の5パーセントも高いと思う。

(委員)

多少金利が高くても借入するのは、個人が多いのか、企業が多いのか、企業の中でも中小なのか、そのうちでヤミ金から借りるのはどんな人なのか、借りる側の状況を知りたい。
(説明者)

裁判所に過払請求をしているのは、個人が多いし、個人事業主も多い。

(委員)

個人ローンだけでなく、商工ローンも多い。

(委員)

いわゆるサラ金というのは、主に個人を対象にした貸金業者のことであり、中小企業を対象にした貸金業者は商工ローンと呼んでいる。出資法の金利を超える金利で貸付をする者のうち、個人を対象にしている者をヤミ金といい、企業を対象にしている者はシステム金融と呼んでいる。最近は数は減っているようだが。

多くが個人事業主だが、会社の代表者が会社の資金を個人で借入することも多く、会社の借入でも代表者個人の保証を入れないと借入できないことがほとんどである。公的な零細企業に対する貸付制度が整備されれば、苦しいときに借入し、苦しいときを切り抜け、事業を何とか続けていくことができる。日本はその制度がほとんどない。

(委員)

日本の商慣習だろうか、会社に貸し付ける際、必ず会社の代表者の個人保証を付ける。会社が破産すると、一族みんなだめになる。会社の金と個人の金をはっきり分けたくても分けられない。

(委員)

日本は企業のほとんどが中小零細企業であり、規模が小さいために利益率が高い。そのため、少し儲かれば、事業が回れば返せるのに、ちょっと決済で必要だというときに借りられなくて倒産してしまうという例がある。そういったところに貸す機能が大手銀行にはない。経済が詰まっているとき、中小企業が目の前の資金がなく倒産してしまうという問題に、国が受け皿を作るなどの方針を持って対処すべきである。海外の投資ファンドが高い技術を持つ日本の中小企業をねらっているという話も聞く。日本も国策ファンドを創設すべきである。

(委員)

地裁の事件で、会社の支配人が代理人として出廷する例があり、業者によっては何十人という支配人が登記されていて、実質は支配人といえないような人がいるように思う。意味のない書面を提出して、何回も弁論をして時間稼ぎをしている。すぐ和解してくれればいいが、最近はなかなか応じてくれない業者が多い。裁判所から名目だけの支配人はだめとっていただいた方が早く解決する。

(説明者)

確かに、支配人が出廷する例はあるが、以前はほとんど和解になったため、あまり問題にならなかった。しかし、最近はすぐ判決になることが多い。

(委員)

最近、弁護士のコマーシャルが増えているように感じる。そのとき、「借金」という言葉が公共の電波でいきなり流れると、あまりいいことではないように思う。個人事業主は先ほどのような借入があると思うが、教育に反映できる部分はないだろうか。クレジット

カードに安易に手を出さない方がいいとか。学生と話をするとかカードを使いすぎという印象を受ける。

(委員)

社会人としての消費者教育に関する問題は、高校受験にも出題されているので学校でも勉強している。

(委員)

中学、高校では消費者教育をやっている。

(委員)

群馬弁護士会は出前授業などで消費者教育を行っている。しかし、最近は、消費者教育だけでは対応しきれない。だまされないだけでは間に合わない問題も多くなっている。派遣で労働することを繰り返し、自分は努力が足りない、仕方がないと思ってしまうとか、不当解雇されたり、残業代や退職金が支払われないなどである。勤労者教育も必要ではないか。

(説明者)

破産事件の書類を見ると、以前はギャンブルや浪費が多かったが、最近はそのようなものは少なく、不況のためか、生活費が足りず、なんとなしに借金をしてしまったというケースが増えたと感じる。

(委員)

消費勤労教育が公民の教育に欠けていると感じた。今、行われている社会公民の教育は実践的ではない理論の学習しかない。もう少し実践的なことをしていけない。

(委員)

大阪の方で、弁護士会と教育委員会とで高校生にアルバイト先の契約書、就業規則を提出させ、労働関係法規と照らし、合っているかとか、最低賃金をチェックしたりした例がある。

(委員)

教育問題もそうだが、最近は自己責任と言われている。社会情勢が悪く、今、利益の出る会社はほとんどない。企業も個人も、所得の高低の格差がある。所得の低い方はなかなか厳しく、現実はやとりがなく、なかなか立ち直れない。低所得者層が増えており、やむを得ず借りるという人も多い。金利をヨーロッパのように考えるのも一つだと思う。また、国による利子補給も考えられる。

(委員)

日本は、会社も個人も根底から変わらざるを得ない。今後、利益が上がらない中、少子高齢化して生き残れない。このままでは若者の正規雇用は不可能である。高等教育を受けても就業できないという社会を変える必要がある。北欧は早くから高齢化の問題に直面したが、豊かである。ぜいたくをしているわけでもないのに若い人がサラ金で生活苦に陥るという日本の状況は情けない。大人や地域、国が何をしなければならぬかしっかり考える必要がある。若い人の収入を増やさなければ、結婚できないし、子供も生まれぬ。若い人の収入を増やすことが課題である。

(委員)

今の大学生はすごく真面目である。こじんまりとしていて、行動様式が内向きであり、

海外留学したがるのか言われているが、総じて野心に欠けると感じる。留学が企業に評価されないという面もあるかもしれない。

(委員)

新入社員の覇気がなくなったと感じる。企業に入って、他人から初めて批判されるという人が多い。何で働いているのか、何でお金をもらっているのかというところから教育をしなければならなくなってきた。アルバイトの人だけでなく正社員もそうである。挨拶から教えないといけない。私どもの頃は上司やお客さんにどう言われるかという意味での恐れがあった。若い人たちに想像力がなくなってしまったのかと思う。

(委員)

まだ、過払金を返還請求できる人で気づいていない人、潜在者は多い。しかし、消費者金融の体力が弱っていて、訴訟で和解しても過払金を回収できない。訴訟が費用倒れになってしまうこともある。それもあって、今後過払金返還請求はそれほど増えないと思う。

(委員長)

今後、いただいた貴重なご意見を参考にして制度を運営していきたいと思う。

6 次回テーマ及び期日

(委員長)

次回の地裁委員会のテーマは、各委員にアンケートを取り、その結果を踏まえて決定したい。開催日は、平成23年7月の上旬から中旬の開催を予定し、追って連絡することとしたい。

以 上